平成２３年（フ）第１５００号
名古屋市天白区一つ山３丁目24番地　一つ山荘西Ｔ－７棟303号
債務者　安達　知代
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５１４号
名古屋市南区呼続５丁目13番26号　ベルトピア名古屋16－３Ｃ号
債務者　片山弘一郎
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７３０号
大阪府大東市北楠の里町４番３号
債務者　桑瀬　　潔
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８５７号
大阪市旭区生江３丁目４番12号
債務者　岡　　里美
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８８０号
大阪市住吉区遠里小野２丁目14番３―403号
債務者　久保　明美
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８９９号
大阪府枚方市高田２丁目２番８号
債務者　岩井新一郎
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９６３号
大阪府箕面市如意谷１丁目１番33号
債務者　椿原友里恵
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９７１号
大阪府豊能郡能勢町宿野171番地の49
債務者　大谷　良久
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４００２号
大阪市西淀川区野里１―31―７　ダイアパレス塚本Ⅱ番館304、住民票上の住所大阪市大正区北村２丁目６番13号　野村マンション302号
債務者　竹下　泰幸
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４００３号
大阪府八尾市福栄町２丁目23番地　福山通運社宅110号
債務者　大迫　雄大
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０１６号
大阪府枚方市星丘３丁目１番25号
債務者　畑瀬　紀子（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０４７号
大阪府東大阪市上六万寺町２番32号　２号
債務者　川崎硝子こと　川崎　雅義
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０４９号
大阪市東住吉区矢田２―17―３オーシャン長居公園603、住民票上の住所高知県幡多郡黒潮町出口357番地２
債務者　西村　亜衣
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０７１号
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ８―503号
債務者　赤井　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１０５号
大阪市都島区友渕町１丁目５番71―404号
債務者　矢野　弘子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２１７号
大阪市東淀川区淡路３丁目３番５号　石原文化203号
債務者　小仲　宏子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２４４号
大阪府東大阪市源氏ケ丘23番23号　柴田方
債務者　山中　章一
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部